



連合愛知

- ・ 労災の防止
- ・ 快適な職場
- ・ 心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋市熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684-0003
FAX(052)684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

全国安全週間に向けて

～第1回安全衛生担当者研修会を開催～

5月25日、れあろ6階大会議室において「第1回安全衛生担当者研修会」を開催し、各構成組織・加盟組合、安全衛生センター理事から53名が参加した。この研修会は、労災防止や安全衛生の現状と課題に対する共通の認識を深め、「全国安全週間」に向けた取り組みに役立てていただくことを目的としている。

冒頭、持田理事長から「安全はすべての前提となるものである。県下の安全活動はまだまだで、さらに充実・深化させていかなければならない」とあいさつがあった。



その後、愛知労働局の三好安全課長から、平成28年の労働災害の発生状況とその特徴、災害防止に向けた行政の取組内容について説明を受けた。



三好安全課長

「死亡者数は過去最少となる見込みであるが、死傷者数は平成27年より増加に転じている。これらの内容をみると、基本的な安全点検を怠ったことが原因として考えられるので、各職場での安全管理の取り組みを強化してほしい」と要請があった。

続いて、労働安全コンサルタントの新徳先生から「災害事例に学ぶリスクアセスメント」と題して講演いただいた。

講師自身が建設現場で経験した労災事故を教訓に、リスクと安全の考え方、予防型のリスクアセスメントの進め方について具体的な事例を交えて説明があった。

『安全の根本は人命尊重から』、『安全管理の目的は人命を守ること』を肝に銘じ、各職場で労災を引き起こすリスクが放置されることのないようリスクの除去・低減に努めなければならないことを再認識させられる内容であった。

次に、暑さがピークを迎える7・8月に熱中症の発生が多いことから、「危険！職場を襲う熱中症」のDVDによる研修、続いて酒井事務局長から、「2017労災防止キャンペーン活動」の進め方について説明し、取り組みへの協力を要請した。



可知副理事長

最後に可知副理事長から、「7月の全国安全週間に向けて、各組合の中で皆さんが中心となって、一人ひとりにしっかりと浸透させる労災防止活動を展開してほしい」とお願いし、研修会を終了した。



新徳達二氏

新たにDVDを入荷！

今回の安全衛生担当者研修会でもDVDによる研修を行ったが、加盟組合員の研修等に役立てていただくため、安全衛生センターでDVDを無料で貸し出している。現在保有しているDVDは41本であるが、今回新たに入荷したDVDを含め12本紹介する。貸し出しを希望する場合は、まずは安全衛生センターに連絡してください。

どこでも はさまれ・巻き込まれ ～はさまれ編～	15分
どこでも はさまれ・巻き込まれ ～巻き込まれ編～	15分
一人KY活動の進め方	23分
最新KYTの進め方 ～基礎4ラウンド法研修用～	23分
職場巡視の効果的な進め方 ～見る巡視から考える巡視へ～	20分
安全先取りの企業風土をつくる ～ゼロ災推進、ここがポイント～	23分
安全衛生診断のすすめ ～中小企業編～	20分
みんなで進める高齢化への対応 ～安全いきいき職場づくり～	20分
危険！職場を襲う熱中症 ～求められる対策と安全管理～	25分
メンタルヘルス7 第1巻 ストレスチェックを活用したセルフケア	25分
メンタルヘルス7 第2巻 部下が休職する前にできること ～ラインケアに活かそう！ストレスチェック制度～	25分
ドライレコーダーからの警告 あなたの運転は大丈夫か？	25分

※その他の29本については、センターだより第306号
(2016年2月23日発行)に掲載あり

安全衛生クイズ

基本編③

新人の皆さん！
安全衛生の知識を深める
ためにチャレンジして
みてください

安全管理者や衛生管理者は選任すべき事由が発生した日から【 】以内に選任しなければならない。

- ア. 7日
イ. 14日
ウ. 1カ月

(労働調査会「労働安全衛生広報(別冊)」より)
※答えと解説は裏面



7月1日～7日は全国安全週間

〈今年度のスローガン〉
組織で進める安全管理
みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化



全国安全週間は、昭和3年から一度も中断されることなく実施され、今年で90回目を迎える。

労働災害ゼロを達成するには、日頃の安全活動が事業場でどのように行われているかがカギを握る。例えば、リスクアセスメントを実施し、職場に潜む危険を全従業員で低減していくことを継続的に実施することが効果的だ。そのためには、従業員一人ひとりの安全意識の高揚と知識の向上を図るための安全教育が必要で、その積み重ねが安全に強い人づくりにつながる。

今年度の全国安全週間のスローガンは「組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動 未来へつなげよう安全文化」だ。このスローガンが物語るように、安全活動は全員参加で行うことが重要である。

全国安全週間に向けて、それぞれの職場で何をすべきかを考え、全員参加で安全活動を実践する仕組みを構築してほしい。

災害防止活動の強化を

～平成29年度第1回安全衛生労使専門家会議～

5月22日、愛知労働局において今年度第1回の安全衛生労使専門家会議が開催された。本会議は、愛知労働局が推進する安全衛生施策を、現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものにするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家で構成する会議で、連合愛知からは6名が委員として参加している。

冒頭、小城労働基準部長から、「平成28年は死亡災害が過去最少を更新するも、今年に入って死亡災害が14名と昨年同時期に比べて5名増加しており、第12次労働災害防止推進計画最終年を迎える今年、さらなる災害防止活動の強化に取り組まなければならない」とあいさつがあった。

三好安全課長と近藤健康課長から概要説明をいただいた後、提起された議題について労使双方と専門委員から活発な意見が出された。

〔安全課関係〕 ◆議題①

「第12次労働災害防止推進計画の現状と課題を踏まえ最終年において取り組む内容、並びに第13次労働災害防止計画の策定に向けて取り組む内容について」

→労働者側からは、単純に件数で評価するだけでなく、労災の発生率や、多様化する雇用形態別の発生率などで評価する視点も必要ではないかなどの意見が出された。出された意見を踏まえ、次回会議では、第13次労働災害防止計画で取り組む内容について、より議論を進めていく。

〔安全課関係〕 ◆議題②

「新人労働者向けの労災防止啓発チラシについて」

→昨年度の専門家会議で労働者側から出された「経験の浅い労働者に労災事故が多く発生しているという現状を踏まえ、チラシを作成したらどうか」との意見を受け、安全課からチラシの案が示された。労働者側からは、文言の追記やイラストの適正な活用など具体的な意見が出されたため、チラシ内容をさらに見直すこととなった。

〔健康課関係〕 ◆議題③

「ストレスチェックの履行確保を中心としたメンタルヘルスの定着と4つのケア（セルフケア、ラインによるケア、スタッフによるケア、事業場外資源によるケア）の確実な実施に向けた対策について」

→労働者側からは、ストレスチェックを実施したことは良かったが、高ストレス者の9割が面接を望まなかったという事例をもとに、ラインケアがうまく進んでいない現状を紹介した。労働局からは、メンタル不調者が1年以内に何らかの形で復職できれば、完全に復職できる確率が高くなるという結果が出ており、最初の1年が勝負であるとの話があった。委員から出された様々な意見を踏まえ、労働局がより実践的なストレス対策を検討していくこととなる。



法改正情報

〈労働安全衛生規則の改正〉 平成29年6月1日施行

●産業医の定期巡視の頻度の見直し

（規則第15条第1項関係）

産業医の定期巡視は少なくとも毎月1回行うこととされていたが、それ以外の手段を組み合わせることも有効であるため、事業者から毎月1回以上産業医に一定の情報が提供されている場合には、産業医の作業場等の巡視の頻度を、少なくとも2か月に1回とすることを可能とする。

●健康診断結果に基づく医師等からの意見聴取を行う上で必要となる情報の提供

（規則第51条の2第3項関係）

事業者は、各種健康診断の有所見者について医師等が就業上の措置等に関する意見を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならない。

●産業医に対する長時間労働者に関する情報の提供

（規則第52条の2第3項関係）

事業者は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1時間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間を算定したときは、速やかに、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名、超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければならない。

安全衛生クイズ基本編 ③

【答え】イ

〈労働安全衛生規則第4条第1項第1号、第7条第1項第1号〉

安全管理者、衛生管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任しなければなりません。